それで働らくことはできなくても自分に資産があって生活にこと欠かない者は「生活資料を得ることができない」者とは云えない。「扶養する直系血族がない」とは直系血族はあっても十八才未満の者、六十才以上の者、不具廃疾であり生活資料を得ることができない者、生活保護法の適用を受けている者等は、「扶養する直系血族がない」に該当する。

3、権利を失う場合

A、遺族年金を受けている者が死亡したとき、又は日本の国籍を失ったとき

B、養子縁組をしていた者が離縁して戦没者との親族関係がなくなったとき。

C、夫、子、父母、孫、祖父母が不具廃疾、年令の制限、直系血族等遺族年金を受ける要件を失ったとき。

D、配偶者が婚姻したとき又は戦没者の遺族以外の者の養子となったとき。

F、子及び孫が遺族以外の養子となったとき。

F、父母及び祖父母が婚姻した場合（但し婚姻しても其の氏を改めなければ失権しないが昭和二十八年七月三十一日までの年金は支給しない）。

以上権利を失ったら翌月から年金は支給されない、しかし昭和二十七年四月一日から昭和二十八年二月二十八日までの問に権利がなくなった者に対しては昭和二十八年三月までの分が支給される。

年金を受ける遺族の範囲

身分関係	妻	子	父母	孫	祖父母
					
条件	無条件 婚姻届をしていなくても事実上婚姻生活にあった内縁関係も含む	一、十八才未満であること 二、十八才以上であるときは不具廃疾で生活資料を得ることができないこと	一、六〇才以上であること 二、六〇才未満であるときは (1)不具廃疾で生活資料を得ることができないこと (2)配偶者がなく且つ扶養する直系血族がないこと 註 遺族給与金は祖父母と同じ	一、十八才未満で扶養する直系血族がないこと	一、六十才以上でその者を扶養する事のできる直系血族がないこと 二、六十才未満である時は不具廃疾で生活資料を得る事ができず且つその者を扶養することができる直系血族がないこと

四、遺族年金、遺族給与金の額

遺族年金、遺族給与金の額は戦没者に関する要件によって差があるが、同要件第一の遺族に対しては、昭和二十七年度は妻壱万円（日円）その他の遺族は一人宛五千円（日円）昭和二十八年度からは先順位者と次順位者に区別し、先順位者は、昭和二十八年からは二万五千円、昭和三十年十月から昭和三十一年六月までは三万一千五円、昭和三十一年七月から三万五千二百４拾五円、昭和三十三年から昭和三十五年六月までは四万三千百二拾参円、昭和三十五年七月から五万一千円と相当改定される。其の他の遺族は五千円ときめられている。

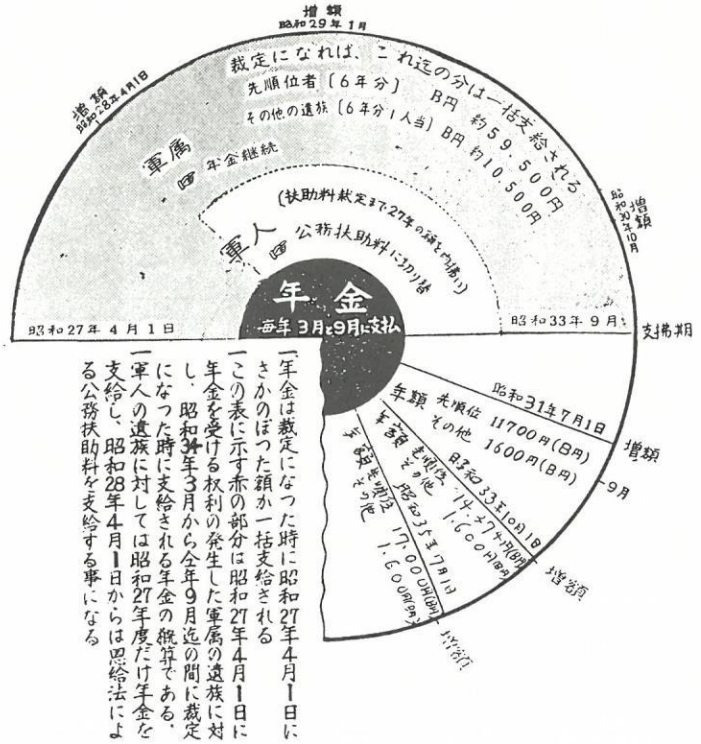
遺族給与金は昭和三十四年一月一日から五ケ年先順位者に二万五千五百円支給される。他の遺族の加給はない。

第二、第三の遺族に関してはこの第一の遺族の六割が支給される。

例、外傷によって障害年金を受けているものが流行性感冒等で死亡した場合、先順位者は五万一千円の六割の三万六百円、他の遺族は五千円の六割の三千円で他の遺族が四名であれば一万二千円となり、総額四万二千六百円が支給される。但し遺族全員に対して支給する総額は、死亡当時受けていた障害年金の額を越えないことになっているので、受けていた障害年金が第六項症の三万二千円であったとき、各遺族に支給する額は、総額三万二千円を遺族年金の額の割合にあんぶんした額を支給する。

二以上の遺族年金を受ける権利を有する者に支給する遺族年金

二人以上の死亡者がいる場合そのうちの年金額の高いもの又は額が同じである場合はそのうちから一を選んだものの一つの遺族年金しか支給しなかったが昭和二十八年の改正によって、その遺族が遺族年金を受ける権利についての先順位者である場合に併給されることになっている。



四、弔慰金の支給

遺族年金が生活保障的の意味で支給される年金であるのに対し、弔慰金は、弔慰の意味で支給される一時金である。遺族年金が支給要件にかなった一定範囲の遺族一人一人について適用を受けるに対し、弔慰金は、遺族に順位を定め、先順にあるものだけが対象になる。

1、弔慰金は次の場合、その遺族に支給される

A、軍人、軍属で、昭和十二年七月七日以降の在職期間中に、公務上負傷したり、発病したりして、そのために昭和十六年十二月八日以後死亡した者。

B、軍人、準軍人の死亡は公務上の負傷や発病でなくても勤務に関連するものと認められたときは公務上死亡とみなされる。但し死亡は在職期間以内、又はその経過後一年以内、結核性疾患、精神病は三年以内の場合に限る。

C、勅令第六十八号によりて公務扶肋料の支給を停止されていた陸海軍部内の高等文官、有給の軍属、船舶軍営会船員等で事変地又は戦地で服務関連によっての死亡。

D、陸海軍部内の事務官、理事官、通訳官編修、主事、属、技手、看護婦長等判任官以上の待偶を受ける通訳、退官又は死亡の時奉任官となった者。

E、旧国家総動員法にもとづいて徴用され、又は総動員業務について協力させられた者でこの法律でいうの身分をもっていなかった者が、徴用又は協力の通知を受けた日から、その徴用又は協力を解除される日までの期間に負傷又は疾病により死亡した者。

F、陸海軍の要請に基いて戦斗に参加し、それによって負傷又は疾病にかゝり死亡した場合

G、国民義勇隊の隊員で出動中従事した業務に基いて負傷又は疾病にかゝり、それによって死亡した場合。

H、満洲開拓青年義勇隊の隊員で昭和二十年八月九日以後、及び特別未帰還者で昭和二十年九月二日以後、自分の責任によらないで負傷したり、発病したりして死亡した場合

但しE、G、Hの死亡については負傷又は疾病が昭和二十年九月二日以前であったときは戦時災害によるもので なければならない。

以上の内A、B、C、D、までの軍人、準軍人、軍属は、五万円の国庫債券、E、F、G、Hの徴用、戦斗参加者、義勇隊等の遺族には、参万円の国庫債券が交付される。



弔慰金を受ける遺族の順位

(弔慰金は年金とは違って遺族の全部に支給されるのではなく、順位の最も先の者が受けることになります。妻がいなければ子、子がいなければその次の父母という順序で受けることになります。)

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
身分関係要件	妻	子	父母	孫	祖父母	兄姉	兄姉	遺族以外の他人の養子となっている子	遺族以外の他人の養子となっている兄弟姉妹	遺族以外の他人に婚姻又は養子となってゐる妻	三親等内の親族で戦没者と生計を共にし且つ主として生計を維持していた者	三親等内の親族で戦没者と生計を共にしていた者

2、弔慰金を受ける遺族の範囲

戦没者が死亡した当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び三親等内の親族です。（法第二十五条）。但し、その当時、日本の国籍をもっていたことが必要です。その死亡の日から昭和二十七年三月三十一日以前に日本の国籍を失ったことのある遺族又は離縁によって死亡した者との親族関係が終った遺族には弔慰金は支給されません。（法第三十八条第二号）

これは遺族年金の場合と同様であるが，遺族年金と違って、兄弟姉妹、三親等内の親族も弔慰金を受けるべき遺族の範囲にはいることに注意して下さい。

三親等内の親族とは叔父、叔母、甥、姪にあたります。

以上述べた範囲の遺族について、援護法に順位が決めてあり、その順位が一番先の遺族にだけ弔慰金が支給されることになります。

たとえば第一順位者の妻が失権して、いないときは第二順位の子が、子もいないときは、父（又は母）父母もいないときは孫が……という様に順位があります。

援護法に定めている順位とは（法第三十六条）

第一順位、配偶者

但し配偶者でも戦没者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日までに、遺族以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者は第十順位となります。

ところが、遺族以外の者と婚姻した配偶者であっても、例えば内縁関係にある妻のように氏を改めてなければやはり第一順位となりますが、「大城」姓を名のっていた戦没者の妻が戦没者の遺族以外の者でたまたま同一姓の「大城」を名のる者と婚姻した場合、その呼称はやはり「大城」であっても、この場合の戦没者の妻は、遺族以外の者と婚姻して氏を改めたことにより、順位としては第十順位にされます。

第二順位　子

子のうちでも昭和二十七年四月一日までに遺族以外のものの養子となっている者は第七順位であります。（死亡者の死亡が昭和二十七年四月二日以後であるときはその死亡の日に養子となっている者も同じ）一旦他人の養子となっても右の日までに縁組を解消していれば、その子は第二順位です。

第三順位　父母

父母は常に第三番目で順位が孫、祖父母、及び兄弟姉妹より後になることはありません。又たとえ、母が再婚していても母はやはり母であり、常に第三順位であります。併し、父母の間にも又次のように順位が分れています。

順位一　戦没者の死亡当時、戦没者によって生計を維持し、又は生計同一であった養父母

順位二　戦没者の死亡当時、戦没者によりて生計を維持し又は生計同一であった実父母

順位三　戦役者の死亡当時、戦没者によって生計を維持、又は生計同一でなかった養父母

順位四　戦没者の死亡当時、戦没者によって生計を維持又は生計同一でなかった実父母

第四順位、　孫

孫のうちでも昭和二十七年四月一日までに遺族以外のものの養子となっている者は第八順位であります。

（死亡者の死亡が昭和二十七年四月一日以後であるときはその死亡の日に養子となっている者も同じ）子の場合と同様に、権利発生の日までに縁組を解消していればやはり第四順位です。

第五順位　祖父母

祖父母間には更に次の順位があります。

順位一　戦没者の死亡当時、戦没者によって生計を維持し、又は戦没者と生計を共にしていた養父母の養父母

順位二、　〃　養父母の実父母

順位三、　〃　実父母の養父母
順位四、　〃　実父母の実父母
順位五　、戦没者の死亡当時、戦没者によって生計を維持し、又は戦役者と生計を共にしてなかった養父母の養父母
順位六、　〃　養父母の実父母
順位七、　〃　実父母の養父母
順位八、　〃　実父母の実父母

第六順位　兄弟姉妹

昭和二十七年四月一日又は、その後に戦没者の死亡の日に遺族以外の者の養子となっておれは節九順位となります。

第七順位　第二順位でない子
第八順位　第四順位でない孫
第九順位　第七順位でない兄弟姉妹
第十順位　第一順付でない配偶者

昭和二十七年三月三十一日（以前に遺族以外の者と婚姻した配偶内縁関係を除きます）及びこの日前に遺族外の者の養子となった配偶者がこの場合にあたります。

第十一順位　三親等内の遺族で所謂叔父、叔母、甥、姪、及び兄弟姉妹の配偶者
そのうちでも戦没者の葬祭を行った者に。

伯し、これらの遺族は戦没者と生計同一か生計維持であったことが必要である。

第十二順位　第十一順位の三親等の遺族のうち葬祭を行っていない者

この十一順位と十二順位は昭和三十年十月改正により新たに加えられたもので、国庫債券の発行は昭和三十年十月一日です。

弔慰金を受ける先順位者が生死不明である場合に、同順位者がないときは次順位者が先位者となって請求いたします。（第三十六条二項）

弔慰金を受ける権利のある者がその請求をしないで死亡したときは、その相続人が請求し、弔慰金を受取らないうちに死亡した場合は相続人が受取ることができる。

五、遺族年金、遺族給与金　弔慰金を受ける権利の時効について

戦傷病者戦没者遺族等援護法第四十五条は「障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利は七年間行われないときは、時効によって消滅する」とありますが、この七年間というのは援護法施行（昭和二十七年四月一日）前に死亡判明されている者に対しては昭和二十七年四月一日から七ケ年の昭和三十四年三月三十一日までゞある。沖縄関係の防衛召集の軍人等は復員処理が遅れたので、実際に死亡公報のでた昭和三十年や昭和三十一年から時効は進行するものと解している。

こゝで問題となるのは、援護法による一般戦斗参加者の時効である。この場合軍人軍属でないから当然死亡公報は発行されず、従って時効は援護法施行の昭和二十七年四月一日から七年間である。これ等の死亡は家族の届出によって戸籍は処理されているので援護法施行の昭和二十七年四月一日弔慰金請求ができたわけである。

ところが沖縄の場合は、軍人軍属の復員処理、年金、弔慰金、恩給その他各種援護事務等山積していたので一挙に実施することは事務的問題と、又一つには沖終戦関係戦斗参加者の取扱方針と基礎調査が早期に出来ない現状にあったのである。

こうして一九五七年（昭和三十二年）四月厚生省より三事務官の来島によって基礎調査が行われ、同年八月本格的事務開始に至ったのであるから、一概に時効完成として打切られるべきものでないとも考えられるが。法的解訳からは来年（昭和三十四年）三月三十一日までに権利消滅することになる。

六、遺族年金、遺族給与金、弔慰金の請求及び支給事務の概要

遺族年金、遺族給与金、弔慰金の請求手続は戦没者の死亡処理、つまり戦死公報（準

軍属を除く）があって戸籍が抹消されたとき初めて請求がなされる。

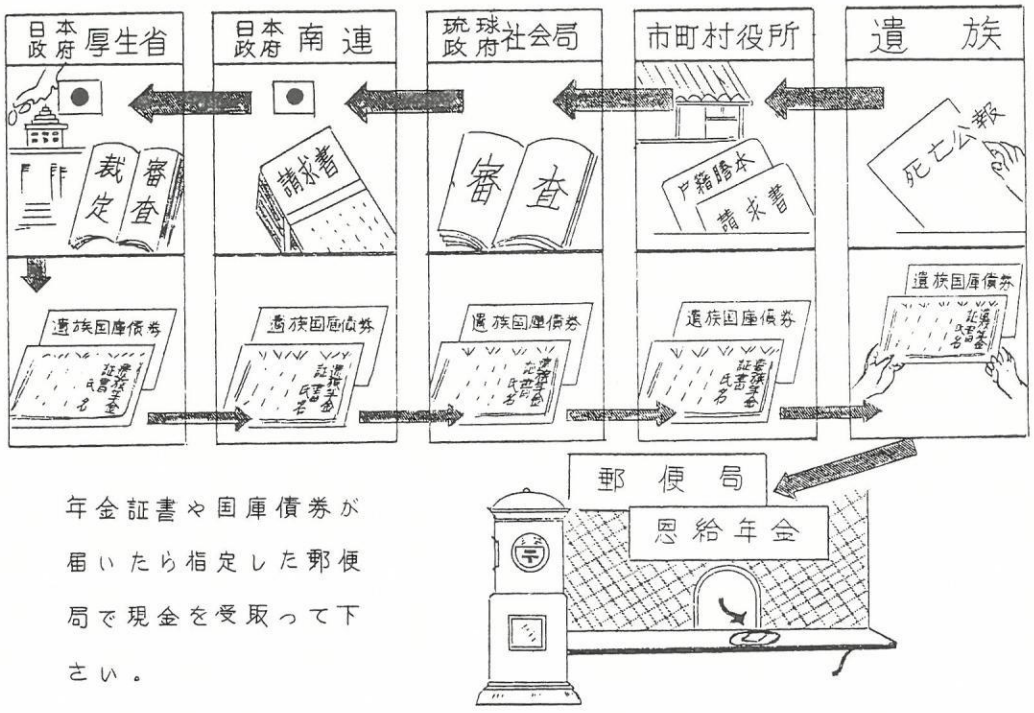
遺族年金、遺族給与金、又は弔慰金を受けようとする遺族は、現住地市町村役所に、遺族年金請求書、遺族給与金請求書、弔慰金請求書に戸籍謄本、其の他関係書類を添え提出する（請求書用紙は市町村役所に備えてあり役所の係が書いてくれます）。請求書の進達経路は次のとおりとなっている。

先ず市町村役所に提出されたら琉球政府社会局に送付され、同局で受付られた書類は同局援護課において所要事項の審査が行われ、完備された請求書は、その都度那覇日本政府南方連絡事務所を経て裁定庁たる厚生省引揚援護局に送付される。

裁定、交付、支給事務について

厚生省引揚援護局に提出された請求書は審査の結果、年金をうける権利があるものと裁定したとき、年金請求書には年金証書、弔慰金請求書には、弔慰金裁定通知書を交付される。これらの証書や通知審は南連、琉球政府を経て市町村役所において遺族に手渡される。

遺族年金は、三月、九月の二回に、弔慰金は九月に請求時指定した郵便局において支払われます。



法外援護と靖国神社参拝について

庶務係長　嶺　井　　稔

援護事務は復員事務、援護法、恩給法、及び旧陸海軍、共済組合等の法によって国家の責任において援護されるものと、住民の税金又はその他の収入によって、府県費をもって援護なされているものがある。この府県費をもって援護事務を実施しているのを法外援護と云うている。これは法による援護が充分行きとゞかないところを補って万全を期するために施行されるものである。

その業務別の概要は次のとおりである。

(一)外地並に戦犯引揚者は昭和二十八年三月から始まり現在（五八、四）まで四六名が共産地区に戦犯として抑留中満期帰郷したものに対し政府の援護として一人宛千円の小使銭と生活保護法による月額七一七円の三ヶ月分と御見舞品として約三百円程度の物品を贈っている。

なお、就職斡旋も努めて世話している。

(二)補装具支結の受給者並びに厚生医療の療養給付者に対し渡航諸費として日本々土への往復の船賃、宿泊料を支給しているが、入院後は退院まで其の費用は日本政府が負担している。

(1) 厚生医療は一九五四年度から実施しているが予定者が約１４７名で五八年五月末までに１０１名が処理されて９０％が日本々土の国立病院で治療を受け残る１０％が入院の認定通知を受け乍ら本人が辞退した者と入院手続申請はしたが却下されたものがある。

(2) 補装具支給は五五年から始め日本々土より医師、事務官，技工等九名を四五日間招聘し、１３０名に対し義手、義足を支給し、尚五六年、五七年、と引続き医師、事務官、技工等を招聘して未支給者並びに第一回支給者に対しての補装具の修理等を実施した。

なお，むつかしいものに対しては直接日本々土へ行って支給を受けたのが現在までの補装具支給件数は六三一件である。

(3) 遺骨収集について

今時戦争で沖縄の山野はもとよりいたるところで戦に斃れた人達の遺骨が残されている。その戦死者は推定約二〇万と称されている。

生き残った者は先づ遺骨処理すべきだと遺骨をひろい、塔や塚を建て安置して冥福を祈ったものは確かに真和志村の仮移動した現在三和村真壁附近で金城和信さんが村長時代でありましょう。

その後各村民も自発的に収集して各所に次々と塔を建て安置してあるがなお、多くの遺骨が残っているので十三年忌の事業として五七年度には日本政府から一、三三九、八〇〇円を琉球政府に委託されたので各種団体の協力を得て大々的に遺骨収集実施し焼骨の後、識名霊園内の中央納骨所に安置してある。なお、全琉にはこのような塔や碑が四八ケ所建立されている。

(四)中央納骨所

識名霊園内にある中央納骨所は全琉戦死者の遺骨を安置してあるところである。

一九五七年度予算で日本政府から遺骨収集費として委託された一、三三九、八〇〇円の内から中央納骨所整地費（一九八、〇〇〇円）造営費二九八、〇〇〇円、計四拾九万六千円の経費を要して建立した全琉一の大きい納骨所である。

この工事については、那覇市の土地を割愛し、五七年四月に起工、工交局の設計監督のもとに国場組によって地均工事が施行され、造営工事は安里組によって仝七月十日に工事竣工したのである。なお納骨所の碑文字は伊艮波長幸氏によるものである。

ここに眠る一万余名の無名戦没者の英霊が安らかに神鎮まりまして、永久に我が沖縄の御守神たらんことを祈念しているのである。

靖国神社は明治初年国難に殉ぜられた人々を顕彰奉慰するために御創立あらせられ、爾